

	<p>の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」と、連結申告法人にあつては「前一年連結事業年度等の月数の合計数又は事業年度等の月数の合計数」として計算します。</p> <p>(3) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 欄中「(⑮の1) - (⑮の2)」とあるのは「((⑮の1) + (⑮の1の外書)) - ((⑮の2) + (⑮の2の外書))」として計算します。</p> <p>(4) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 欄中「(⑯の1) - (⑯の2) + (⑯の3)」とあるのは「((⑯の1) + (⑯の1の外書)) - ((⑯の2) + (⑯の2の外書)) + ((⑯の3) + (⑯の3の外書))」として計算します。</p>	
4 「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄 (⑮及び⑯の欄)	<p>租税特別措置法施行令第27条の12の5第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第20項において準用する場合を含みます。)又は第39条の46の2第7項若しくは第9項(これらの規定を同条第21項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合における「調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。</p> <p>(1) 「調整比較雇用者給与等支給額⑮」の欄 租税特別措置法施行令第27条の12の5第21項(第2号に係る部分に限ります。)又は第39条の46の2第22項(第2号に係る部分に限ります。)の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の5第3項第4号ロ又は第68条の15の6第3項第3号ロに掲げる金額を同欄に記載します。</p> <p>(2) 「新規雇用者比較給与等支給額⑯」の欄 租税特別措置法第42条の12の5第3項第6号又は第68条の15の6第3項第5号に規定する新規雇用者比較給与等支給額を同欄に記載します。</p>	
5 「⑥のうち所得等課税事業に係る額又は⑥×⑳／㉑ ㉒」	<p>(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第1号に掲げる事業(事業税を課されない事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に㉑の欄の従業者数を㉒の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
6 「⑥のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑥×㉓／㉔ ㉕」	<p>(1) ⑥のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる事業(以下「収入金額等課税事業」といいます。)に係る額を記載します。</p> <p>(2) (1)の計算が困難であるときは、⑥の欄の金額に㉓の欄の従業者数を㉔の欄の従業者数で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(3) (2)の場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
7 「控除対象額㉖」	<p>(1) 事業税を課されない事業若しくは法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下「事業を課されない事業等」といいます。)、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人が、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ロ) 所得等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉑の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ハ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をしていない法人 ⑨の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>(ニ) 収入金額等課税事業を行う法人で、労働者派遣等をした法人 ㉑の欄の金額に㉖の欄の金額を⑥の欄の金額で除して計算した割合を乗じて計算した金額を記載します。</p>	

	(2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㉘」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㉙」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㉚」	次に掲げる場合に該当する場合には、㉘の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉙の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、㉚の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所等の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の2第1項第2号に掲げる事業（以下「事業税を課されない事業等」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載します。 (1) 所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下「所得等課税事業等」といいます。）を行う法人が事業年度の中途において事業税を課されない事業等を開始した場合 (2) 事業税を課されない事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合 (3) 所得等課税事業等と事業税を課されない事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等又は事業税を課されない事業等を廃止した場合	従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。
9 「付加価値額からの控除額㉛×㉜、㉝×㉞又は㉟×㊱ ㊲」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 事業税を課されない事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人 ㉟の欄の金額に、㉜を乗じて計算した金額を記載します。 (ロ) (イ)に掲げる法人以外の法人で、労働者派遣等を行う法人 ㉝の欄の金額に、㉜を乗じて計算した金額を記載します。 (ハ) その他の法人 ㊱の欄の金額に、㉜を乗じて計算した金額を記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	